

国民生活の安心と向上を図る基金事業の継続を求める意見書

安心な社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきた。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了する。特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっている。

よって、政府においては、国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう強く要望する。

記

1 妊婦健康診査支援基金

妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健康診査支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

2 障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者への経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホームなどの設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

3 地域自殺対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年（2011年）12月14日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員